

矢板市成年後見制度利用支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者（以下「要支援者」という。）が、民法（明治29年法律第89号）第7条から第18条までの規定による後見制度、保佐制度及び補助制度（以下「成年後見制度」という。）を利用するにあたり、その支援をすることにより、要支援者がその有する能力を活用し、自らが希望する自立した日常生活を営むことができる環境整備の実現に資することを目的とする。

(支援の種類)

第2条 支援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の1の2の規定に基づく、後見、保佐又は補助（以下「後見等」という。）開始の審判の市長による申立て及びその申立てに要する費用の助成
- (2) 家庭裁判所が成年後見人、保佐人及び補助人（以下「後見人等」という。）を選任した後における後見人等に対する報酬の全部又は一部の助成
- (3) 家事審判法第15条の3の規定に基づく審判前の保全処分の市長による申立て及びその申立てに要する費用の助成並びに家庭裁判所が財産の管理者を選任した後における財産の管理者の報酬の全部又は一部の助成

(後見等の申立支援を必要とする者の基準)

第3条 要支援者の内、後見等開始の審判の市長による申立てを必要とする状態にある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 認知症、知的障害又は精神障害の状態にあるために意思能力に乏しく、日常生活を営むのに支障がある者
- (2) 認知症、知的障害又は精神障害の状態にあるために意思能力に乏しく、家族等の虐待若しくは無視を受けている者
- (3) その他市長が必要と認める者

(申立ての要請)

第4条 次に掲げる者は、市内に住所又は居所のあるもので第3条の規定に基づき後見等を必要とする状態にある者（以下「該当者」という。）がいると判断したときは、後見等開始の審判の申立てをすることを市長に要請することができる。

- (1) 民生委員
- (2) 該当者の日常生活の援助者（親族以外の者）

- (3) 老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設の職員
- (4) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第22項に規定する介護保険施設の職員
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設の職員
- (6) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院、診療所の職員
- (7) 地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条に規定する保健所の職員
- (8) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第109条に規定する社会福祉協議会の職員

（該当者及び親族の調査）

第5条 市長は、前条の規定による要請があったとき又は必要と認めるときは、該当者に面談し、健康状態及び生活状況等該当者の現状を調査するものとする。

2 市長は、前条の規定による要請があったときは、該当者の配偶者及び2親等内の親族の有無、該当者と親族との関係、虐待又は財産争議の事実等、市長が親族に代わって申立てをするべき事由の有無を調査するものとする。

（申立ての説明）

第6条 市長は、前条の規定による調査の結果、後見等の必要があると判断された場合で、その者の親族が確認されたときは、当該親族に後見等申立ての必要性を説明し、親族による申立てを促すものとする。

（市長による申立て）

第7条 市長が後見等開始の審判を申し立てるものは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 該当者に配偶者及び2親等内の親族がないとき。
- (2) 該当者の配偶者及び2親等内の親族の代表者等が文書により、自ら申立てをしないことを申し入れたときで、該当者の福祉を図るために市長が申立てをするべきであると判断したとき。ただし、明らかに文書による申し入れに困難な事由があると認める場合は、この限りでない。
- (3) 第5条の規定による調査をすることができない急迫の事情がある場合で、明らかに該当者の福祉のために申立てをすることが必要であると判断したとき。

2 市長が特に必要と認める場合は、審判前の保全処分を申し立てることができるものとする。

（医師の診断）

第8条 市長は、事前に指定する医師に対し該当者の診断を依頼し、後見等の類型の決定をするものとする。

(費用の負担)

第9条 市長は、診断書の作成費用、印紙代、登記に係る費用、申立書の作成費用、鑑定料等申立てに必要な費用（以下「申立てに係る費用」という。）について負担するものとする。

2 市長が前項の規定により負担した申立てに係る費用は、家庭裁判所が後見人等及び財産の管理者を選任した後、家事審判法（昭和22年法律第152号）第7条において準用する非訟事件手続法（明治31年法律第14号）第28条に基づき費用の負担を命じられた場合には、該当者に対して求償するものとする。ただし、該当者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、求償しないものとする。

- (1) 生活保護受給者
- (2) 活用できる資産・貯蓄等が無く、後見人等及び財産の管理者の報酬の全部又は一部の助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な者
- (3) その他市長が認める者

(助成の対象者)

第10条 家庭裁判所により後見人等及び財産の管理者が選任された要支援者で、次の各号のいずれかに該当する者を後見人等及び財産の管理者の報酬助成の対象者（以下「対象者」という。）とする。

- (1) 生活保護受給者
- (2) 活用できる資産・貯蓄等が無く、後見人等及び財産の管理者の報酬の全部又は一部の助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な者
- (3) その他市長が認める者

(助成額)

第11条 市長は、福祉サービスの利用料、社会保険料、生活費等市長が必要と認める経費と後見人等及び財産の管理者の報酬の合計額が、対象者の収入額を超過した場合に、当該超過費用を助成する。

(助成の上限額)

第12条 助成の上限額は、家事審判法第9条第1項甲類第3号及び同類第20号に規定する報酬付与の審判（以下「報酬付与の審判」という。）により家庭裁判所が決定した報酬額の範囲内で、別表に定める額とする。

(申請)

第13条 後見人等及び財産の管理者の報酬助成を申請する者は、対象者又は対象者の代理人としての後見人等及び財産の管理者（以下「申請者」という。）とする。

2 報酬付与の審判により家庭裁判所が報酬額を決定し、申請者が助成を受けようとする

るときは、後見人等の報酬助成申請書（様式第1号）により、市長に申請しなければならない。

3 申請者は、前項に定める申請書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 公的年金等の源泉徴収票の写し等収入の判明するもの
- (2) 金銭出納簿及び領収書の写し等必要経費の判明するもの
- (3) 財産目録等の写し等資産状況の判明するもの
- (4) 報酬付与の審判定定書の写し
- (5) 対象者の代理人として後見人等が申請する場合には、登記事項証明書

（助成の決定）

第14条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、後見人等の報酬助成申請書、添付書類及び当該申請に係る対象者の資産状況等の実態を調査し、助成の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定による助成の決定を行ったときは、申請者に対し、速やかに後見人等の報酬助成決定（却下）通知書（様式第2号）により通知する。

（仮申請及び仮決定）

第15条 市長は、後見人等が家庭裁判所に対し報酬付与の審判の申立てをするにあたり、必要があるときは、報酬助成の仮申請を受付し、その仮決定を行うものとする。この場合において第13条及び第14条の規定を準用する。

（助成金の支払い）

第16条 第14条の規定により助成の決定を受けた申請者は、後見人等の報酬助成請求書（様式第3号）により、当該決定された助成金を請求することができる。

2 助成金の支払いは、前項の請求に基づき、対象者に支払うものとする。

（後見人等の責務）

第17条 前条の規定により助成を受けた申請者は、助成金を後見人等及び財産の管理者の報酬以外の目的に使用してはならない。

（助成金の返還）

第18条 市長は、第13条の規定による申請内容に、本要綱の趣旨に反すると認められる虚偽、不正があったとき、又は前条の規定に反して使用したと認められるときには、第16条の助成額の全部又は一部の返還を求めることができる。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第12条関係）

対象者の生活の場	報酬助成額（月額）	報酬助成額（日額）
在宅	28,000円	920円
施設	18,000円	600円

月の途中の場合は、日額とする。